



# 島根県報

平成21年9月1日（火）

第2,116号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

平成21年9月定例県議会の招集	（財 政 課）	2
平成21年度保安林内立木伐採面積の許容限度	（森 林 整 備 課）	2

### 【公 告】

平成21年度クリーニング師試験の実施	（薬 事 衛 生 課）	3
平成21年度後期技能検定の実施	（雇 用 政 策 課）	4
都市計画の変更案の縦覧（2件）	（都 市 計 画 課）	8
開発行為に関する工事の完了	（       "       ）	9
環境影響評価準備書の縦覧	（       "       ）	9

**告 示****島根県告示第634号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、平成21年9月14日定例県議会を松江市に招集するので、同条第5項の規定により告示する。

平成21年9月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県告示第635号**

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第4項の規定により、平成21年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり定めたので、同令第4条の2第3項の規定により告示する。

平成21年9月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

同一の単位とされる保安林		皆伐の限度たる面積 (ha)
松江地区	水源かん養保安林	824.87
斐伊川	〃	1,664.17
神戸川	〃	1,801.60
大田地区	〃	102.07
邑智地区	〃	1,588.14
那賀地区	〃	1,146.42
美鹿地区	〃	3,262.17
隠岐	〃	265.25
浜山地区	防風保安林	2.20
湊原地区	〃	1.02
長浜地区	〃	2.84
湖陵町	〃	2.40
多伎町	〃	0.68
大田市	〃	0.58
仁摩町	〃	0.28
温泉津町	〃	0.02
江津東地区	〃	1.98
江津西地区	〃	0.88
浜田東地区	〃	5.32
益田東地区	〃	1.34
益田西地区	〃	3.08
江津東地区	飛砂防備保安林	1.38
大田市	干害防備保安林	0.86
津和野町	〃	0.36
松江市	魚つき保安林	8.36

出雲市	〃	10.92
大田市	〃	9.90
江津市	〃	0.44
浜田市	〃	7.92
益田市	〃	1.60
隠岐の島町	〃	2.86
海士町	〃	3.52
西ノ島町	〃	1.92
知夫村	〃	1.48
松江地区	土砂流出防備保安林	20.96
斐伊川	〃	17.54
神戸川	〃	30.68
大田地区	〃	3.00
邑智地区	〃	101.12
那賀地区	〃	79.34
美鹿地区	〃	102.09
隠岐	〃	20.06
松江・斐伊川・大田	保健保安林	139.46
邑智・那賀・美鹿	〃	45.24
隠岐	〃	27.24

## 公 告

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、平成21年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成21年9月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 1 試験日時

平成21年11月5日（木）午前9時40分から午後5時まで（午前9時15分から受付開始。昼休みを含む。）

### 2 試験場所

- (1) 学科試験及び実地（ワイシャツのアイロン仕上げを除く。）試験

松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎

- (2) 実地（ワイシャツのアイロン仕上げに限る。）試験

松江市寺町213-3 （有）桑谷クリーニング店

### 3 試験の内容

- (1) 学科試験

- ア 衛生法規に関する知識
- イ 公衆衛生に関する知識
- ウ 洗たく物の処理に関する知識

- (2) 実地試験

- ア 薬品及び繊維の鑑別

イ しみぬき

ウ ワイシャツのアイロン仕上げ

#### 4 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者（クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和30年法律第154号）附則第5項の規定により学校教育法第57条に規定する者とみなされる者を含む。）

#### 5 受験手数料

8,400円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書にはり付けて納付すること。

この収入証紙には、消印しないこと。

なお、納付された受験手数料は返還しない。

#### 6 受験願書等の受付期間

平成21年9月8日（火）から同年9月25日（金）まで

なお、郵送の場合は、平成21年9月25日までの消印のあるものに限り受け付ける。

#### 7 受験願書等の提出先

住所地を管轄する保健所へ提出すること。

なお、県外居住者は、島根県健康福祉部薬事衛生課（〒690-0887 松江市殿町128番地）へ提出すること。

#### 8 提出書類

(1) 受験願書

(2) 履歴書（所定用紙）

(3) 写真（正面上半身、脱帽の手札型（11センチメートル×8センチメートル）とし、出願前6月以内に撮影したもので、裏面に氏名及び生年月日を記入すること。）

(4) 受験資格があることを証明する書類（卒業証明書又は卒業証書の写し。ただし、卒業証書の写しを使用する場合は、保健所において確認証明を受けたもの）

(5) 戸籍謄（抄）本（現在の氏名と(4)の証明書類の氏名とが異なる場合に限る。）

#### 9 受験票の送付

受験票は、試験日の1週間前までに直接本人に送付する。

#### 10 合格者の発表

平成21年12月11日（金）に島根県報に受験番号を公告するとともに島根県庁前の掲示板及び各保健所に掲示して行うほか、合格者には合格証を交付する。

#### 11 その他

受験願書請求、受験手続その他試験についての問合せは、各保健所又は島根県健康福祉部薬事衛生課薬事・営業指導グループ（〒690-0887 松江市殿町128番地 電話（0852-22-5259））にすること。

なお、郵便により願書を請求する場合は、80円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

---

平成21年度後期技能検定を次のとおり実施する。

平成21年9月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 1 実施職種（作業名）及び実施等級

(1) 特級技能検定を実施する職種

鋳造

金属熱処理

機械加工

---

放電加工  
金属プレス加工  
工場板金  
仕上げ  
機械検査  
ダイカスト  
機械保全  
電子機器組立て  
電気機器組立て  
空気圧装置組立て  
油圧装置調整  
建設機械整備  
婦人子供服製造  
紳士服製造

(2) 1級技能検定及び2級技能検定を実施する職種（作業名）

さく井（ロータリー式さく井工事作業）  
工場板金（機械板金作業、数値制御タレットパンチプレス板金作業）  
ロープ加工（ロープ加工作業）  
機械検査（機械検査作業）  
機械保全（機械系保全作業、電気系保全作業、設備診断作業）  
電気機器組立て（シーケンス制御作業）  
空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）  
油圧装置調整（油圧装置調整作業）  
縫製機械整備（縫製機械整備作業）  
農業機械整備（農業機械整備作業）  
冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）  
婦人子供服製造（婦人子供既製服パターンメイキング作業、婦人子供既製服縫製作業）  
紳士服製造（紳士既製服縫製作業）  
和裁（和服製作作業）  
強化プラスチック成形（ビニルエステル樹脂積層防食作業）  
石材施工（石材加工作業）  
菓子製造（洋菓子製造作業、和菓子製造作業）  
酒造（清酒製造作業）  
建築大工（大工工事作業）  
かわらぶき（かわらぶき作業）  
配管（建築配管作業）  
型枠施工（型枠工事作業）  
鉄筋施工（鉄筋組立て作業）  
コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）  
防水施工（アスファルト防水工事作業、合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業、改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）  
ガラス施工（ガラス工事作業）

機械・プラント製図（機械製図手書き作業、機械製図CAD作業）

電気製図（配電盤・制御盤製図作業）

金属材料試験（機械試験作業、組織試験作業）

塗装（鋼橋塗装作業）

義肢・装具製作（義肢製作作業、装具製作作業）

(3) 3級技能検定を実施する職種（作業名）

機械検査（機械検査作業）

電気機器組立て（シーケンス制御作業）

冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）

和裁（和服製作作業）

建築大工（大工工事作業）

配管（建築配管作業）

機械・プラント製図（機械製図手書き作業）

電気製図（配電盤・制御盤製図作業）

(4) 単一等級技能検定を実施する職種（作業名）

樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）

2 受検資格

受検資格は、特級技能検定については職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「規則」という。）第64条に規定する者とし、1級技能検定については規則第64条の2に規定する者とし、2級技能検定については規則第64条の3に規定する者とし、3級技能検定については規則第64条の4に規定する者とし、単一等級技能検定については規則第64条の6に規定する者とする。

3 試験の免除

試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲は、特級技能検定については規則第65条第1項の規定により、1級技能検定については同条第2項の規定により、2級技能検定については同条第3項の規定により、3級技能検定については同条第4項の規定により、単一等級技能検定については同条第7項の規定による。

4 試験実施期日

(1) 実技試験

平成21年11月30日（月）から平成22年2月21日（日）までの間で別途島根県職業能力開発協会が定め、受検者に通知する。

(2) 学科試験

ア 特級

平成22年1月31日（日）

イ 1級及び2級

職 種	学 科 試 験 日
機械検査、電気機器組立て、婦人子供服製造、紳士服製造、菓子製造、配管、型枠施工、鉄筋施工、ガラス施工、金属材料試験	平成22年1月24日（日）
さく井、工場板金、ローブ加工、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、強化プラスチック成形、石材施工、酒造、コンクリート圧送施工、防水施工、機械・プラント製図	平成22年1月31日（日）
機械保全、空気圧装置組立て、縫製機械整備、和裁、建築大工、かわらぶき、電気製図、塗装、義肢・装具製作	平成22年2月7日（日）

ウ 3級

職 種	学 科 試 験 日
機械検査、電気機器組立て、配管	平成22年1月24日（日）
冷凍空気調和機器施工、機械・プラント製図	平成22年1月31日（日）
和裁、建築大工、電気製図	平成22年2月7日（日）

## エ 単一等級

職 種	学 科 試 験 日
樹脂接着剤注入施工	平成22年2月7日（日）

## 5 試験実施場所

実技試験及び学科試験の実施場所は、別途島根県職業能力開発協会が定め、受検者に通知する。

## 6 試験問題の公表

実技試験の問題は、平成21年11月20日（金）に島根県職業能力開発協会において公表する。

なお、一部の職種については問題を公表しない場合もある。

## 7 試験科目

技能検定の実技試験及び学科試験は、特級の技能検定にあつては規則別表第11の5の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、1級技能検定にあつては規則別表第12の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、2級技能検定にあつては規則別表第13の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、3級技能検定にあつては規則別表第13の2の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、単一等級技能検定にあつては規則別表第13の5の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について実施する。

## 8 受検手続

## (1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書類

## (2) 申請書類の提出先

松江市西嫁島1丁目4番地5号 SPビル2階

島根県職業能力開発協会

## (3) 申請書類の受付期間

平成21年9月28日（月）から平成21年10月9日（金）までとする。ただし、郵送（書留郵便とし、「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。）の場合は、平成21年10月9日（金）の消印のあるものまでを受け付ける。

## (4) 受検手数料

受検手数料の額は次のとおりとし、受検申請書に添えて納付しなければならない。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の手数料の納付を要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

## ア 特級

職 種	実技試験の手数料の額	学科試験の手数料の額
全職種	16,500円	3,100円

## イ 1級、2級、3級及び単一等級

職 種	実技試験の手数料の額	学科試験の手数料の額
下記以外の職種	16,500円	3,100円
機械検査、婦人子供服製造	13,700円	
和裁、機械・プラント製図、電気製図	12,100円	

ただし、3級を受検する者のうち、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による公共職業能力開発施設で職業訓練を受講しているもの、同法による認定職業訓練のための施設で職業訓練を受講しているもの（就職しているものを除く。）又は学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、専門学校又は各種学校に在学するものその他知事が認めるものに係る受検手数料の額は次のとおりとする。

職 種	実技試験の手数料の額	学科試験の手数料の額
下記以外の職種	11,000円	3,100円
機械検査	9,100円	
和裁、機械・プラント製図、電気製図	8,100円	

#### 9 受検申請書用紙の交付

技能検定受検申請書の用紙及び受検案内は、島根県職業能力開発協会において交付する。

なお、受検申請書用紙の郵送を希望する場合は、「技能検定受検申請書請求」と朱書し、返信用封筒（あて名を明記し、切手をはること。）を同封すること。

#### 10 合格発表等

- (1) 合格者の受検番号は、平成22年3月16日（火）に島根県報に公告する。
- (2) 実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者には、島根県職業能力開発協会が平成22年3月16日（火）に書面で通知する。
- (3) 特級技能検定、1級技能検定及び単一等級技能検定の合格者については厚生労働大臣名の、2級技能検定及び3級技能検定の合格者については島根県知事名の合格証書を交付する。また、特級技能検定の合格者には特級技能士章を、1級技能検定の合格者には1級技能士章を、2級技能検定の合格者には2級技能士章を、3級技能検定の合格者には3級技能士章を、単一等級技能検定の合格者には単一等級技能士章を交付する。

#### 11 その他

技能検定について不明な点は、島根県商工労働部雇用政策課又は島根県職業能力開発協会に問い合わせること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、公告の日から、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に島根県に意見書を提出することができる。

平成21年9月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 1 都市計画の種類

三隅都市計画道路

#### 2 都市計画を変更する土地の区域

浜田市三隅町三隅、向野田、古市場、岡見

#### 3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課、浜田市役所及び浜田市役所三隅支所

#### 4 縦覧期間及び時間

縦覧期間 平成21年9月1日から平成21年10月2日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで

## 5 意見書の提出期間及び提出場所

提出期間 平成21年9月1日から平成21年10月16日まで

提出場所 縦覧場所と同じ

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、公告の日から、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に島根県に意見書を提出することができる。

平成21年9月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 都市計画の種類

益田都市計画道路

## 2 都市計画を変更する土地の区域

益田市土田町、西平原町、木部町、津田町、遠田町

## 3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課、益田市役所

## 4 縦覧期間及び時間

縦覧期間 平成21年9月1日から平成21年10月2日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで

## 5 意見書の提出期間及び提出場所

提出期間 平成21年9月1日から平成21年10月16日まで

提出場所 縦覧場所と同じ

---

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成21年9月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 開発区域

益田市下本郷町913番1、913番2、乙吉町イ500番3、イ502番2、イ502番17、イ857番14、イ858番11、イ858番20、イ1160番1、イ1160番4、イ1160番14、イ1160番47

面積 2,917.88平方メートル

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

益田市下本郷町219番地2

株式会社三洋不動産

代表取締役 宮地 正浩

---

環境影響評価法（平成9年法律第81号）第40条第2項の規定により読み替えて適用される同法第14条第1項の規定によ

り、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成したので、同法第40条第2項の規定により読み替えて適用される同法第16条の規定により次のとおり公告し、当該準備書及びこれを要約した書類を縦覧に供する。

なお、当該準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、公告の日から、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に島根県に意見書を提出することができる。

平成21年9月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画決定権者の名称

島根県

2 都市計画対象事業の名称、種類及び規模

名称 三隅益田線

種類 一般国道（改築）

規模 延長 約15.2キロメートル

3 都市計画対象事業が実施されるべき区域

起点 島根県浜田市三隅町三隅

終点 島根県益田市遠田町

通過市 浜田市、益田市

4 環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

浜田市、益田市

5 準備書の縦覧の場所、期間及び時間

縦覧場所 島根県土木部都市計画課、浜田市役所、浜田市役所三隅支所、益田市役所

縦覧期間 平成21年9月1日から同年10月2日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで

6 意見書の提出期間及び提出場所

提出期間 平成21年9月1日から同年10月16日まで

提出場所 縦覧場所と同じ